

## ○吹田市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年10月31日規則第57号

## (趣旨)

第1条 この規則は、吹田市男女共同参画推進条例（平成14年吹田市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (苦情等処理委員の職務の遂行)

第2条 条例第20条第1項に規定する吹田市男女共同参画苦情等処理委員（以下「苦情等処理委員」という。）は、それぞれ独立して同項に規定する苦情（以下「苦情」という。）又は相談（以下「相談」という。）の申出を処理するものとする。

2 苦情等処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 条例第20条第3項の是正の勧告

(2) その他苦情等処理委員が合議により処理することとした事項

## (調査しない事項)

第3条 苦情等処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 条例第20条第2項の規定に該当するとき。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条の紛争の解決の援助の対象となる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、苦情等処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情等処理委員は、相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以後にされたときは、当該申出については調査しないものとする。ただし、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 苦情等処理委員は、前2項の規定により調査しない場合は、その旨を理由を付して当該申出を行った者（以下「申出人」という。）に通知するものとする。

## (申出の方法)

第4条 苦情又は相談の申出は、男女共同参画苦情等申出書（別記様式）により行うものとする。ただし、苦情等処理委員がやむを得ない事情があると認めるときは、口頭による申出を行うことができる。

## (調査結果等の通知)

第5条 苦情等処理委員は、苦情又は相談の申出について調査したときは、その結果を、速やかに申出人に通知するものとする。この場合において、条例第20条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を申出人に通知するものとする。

2 苦情等処理委員は、苦情又は相談の申出について調査した場合において、条例第20条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、苦情に係る施策を実施する市の機関（以下「機関」という。）又は相談に係る関係者に通知するものとする。

## (是正その他の措置の報告)

第6条 苦情等処理委員は、条例第20条第3項の勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を定めて報告を求めるものとする。

(申出の処理状況の報告)

第7条 苦情等処理委員は、毎年度1回、苦情及び相談の申出の処理状況について、市長に報告しなければならない。

(審議会の委員の委嘱)

第8条 条例第21条第1項に規定する吹田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 市民 4人以内

(3) 市内の公共的団体の代表者 5人以内

(4) 事業者 1人以内

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第11条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、第9条第3項及び前条の規定を準用する。

(審議会の意見の聴取等)

第12条 審議会及び部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営に関する事項)

第13条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

(苦情等処理委員及び審議会の庶務)

第14条 苦情等処理委員及び審議会の庶務は、市民部人権政策室において処理する。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの規定及び第14条の規定中苦情等処理委員に係る部分は、平成15年4月1日から施行する。

(審議会の委員の特例)

- 2 条例附則第2項の規定が適用される場合における審議会の委員は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市民 2人以内

(3) 市内の公共的団体の代表者 7人以内

附 則(平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成19年6月29日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月9日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則(平成24年3月30日規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第56号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。